

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○企業間の連携

木造住宅をつくり続けてきた当社は、木の分野で活躍する多種多様な取引先・事業者と連携して、新規事業の創出、社会課題の解決に取り組めます。

○グリーン化の取組

サプライチェーンと一体となって、企画・開発・設計・施工・アフター・リフォーム・解体等事業活動の全ての段階において、取引先・事業者と協働して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に努めるとともに、長寿命な住宅を供給し、循環型社会の形成に寄与します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定にあたっては、下請事業者の要請があれば協議するとともに、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。なお、取引対価の決定を含め契約にあたっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②下請代金の支払条件

下請代金は原則として、現金で支払うことを徹底いたします。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等では、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

三菱地所グループ基本使命及び行動憲章を踏まえ、発注に携わる役職員が遵守すべき基本的な考え方をまとめた三菱地所の「発注行動指針」に基づき、公正で透明な発注・契約の実践に努めています。

2024年5月30日

三菱地所ホーム株式会社

代表取締役社長 細谷 惣一郎